

## 朝日町デマンド型乗合タクシー実証運行について

## 1. 運行の目的

- ・交通空白地域の解消
- ・高齢者等交通弱者が安心して移動できる

2. 実施主体 朝日町地域公共交通活性化協議会

3. 運行主体 朝日町(町有車両を使って運行する)

4. 運行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで平日運行する。

ただし、年末年始(12月31日～1月3日)を除く。

## 5. 利用料金

別表のとおり

## 6. 運送の区域

- (西部地区) 朝日町大字常盤い、同大字常盤ろ、同大字常盤は、同大字常盤に、同大字常盤ほ、同大字常盤へ、同大字長沼、同大字三中甲、同大字三中乙、同大字三中丙、同大字三中丁、同大字三中、同大字太郎、同大字石須部、同大字立木、同大字白倉、同大字松程、同大字大船木、同大字今平
- (上郷地区) 同大字杉山、同大字上郷、同大字大滝、
- (沢内地区) 同大字古槇、同大字送橋、同大字下芦沢、同大字水本
- (宮宿エリア) 同大字宮宿、同大字宮宿元末吉良、同大字宮宿元助ノ巻、同大字新宿、同大字四ノ沢、同大字雪谷

## 7. 運行時刻

上り(各地区発 宮宿エリア行き)

午前8時 午前9時45分 午後1時 午後3時15分 午後4時45分

下り(宮宿エリア発 各地区行き)

午前9時 午後0時15分 午後2時30分 午後4時

また、午後5時30分から午後7時までは高校生のみ利用でき、山交バス(株)の到着時刻にあわせて役場前から出発する。

## 別表

### 1 普通使用料

全区間 1 回につき 400 円

(中学生以下は 200 円)

### 2 回数乗車券使用料

普通使用料 12 回券について 10 回に相当する額

### 3 幼児の取扱い

幼児(小学校入学前の者をいう。)は無料とする。

### 4 使用料の減免

使用料の割引及び割引率は次の各号による。

#### (1) 身体障がい者については次のとおりとする。

(イ) 第一種の身体障害者手帳を所持する本人とその付添人は規定使用料の 2 分の 1。

(ロ) 第二種の身体障害者手帳を所持する本人のみ、規定使用料の 2 分の 1。

#### (2) 知的障がい者については次のとおりとする。

(イ) 障害程度「A」の療育手帳を所持している本人と付添人(障がい児・者 1 名について 1 名)は規定使用料の 2 分の 1。

(ロ) 障害程度「B」の療育手帳を所持している本人のみ、規定使用料の 2 分の 1。

#### (3) 精神障がい者については次のとおりとする。

(イ) 障害等級 1 級の精神保健福祉手帳を所持している本人と付添人(障がい児・者 1 名について 1 名)は規定使用料の 2 分の 1。

(ロ) 障害等級 2・3 級の精神保健福祉手帳を所持している本人のみ、規定使用料の 2 分の 1。